

戦前の保険証券 (1) 簡易保険の保険證書

前回の連載で、今年度は例年よりも死亡者数が少ない逆説的な結果に触れた。これはコロナの効用かもしれない。しかしここにきて第三波による医療崩壊が死亡者数の増加を招くのではないかという心配が増大している。さらに昨年11年ぶりに自殺者数が増加したとの報道があった(『日本経済新聞』1月23日付記事)。さらに「都民生活に関する世論調査」によると「暮らし向きが前年に比べて『苦しくなった』と答えた都民が33%と前年から9ポイント増えた」という(『日本経済新聞』1月28日付記事)。増加は6年ぶりとのことで、コロナの深刻さを改めて感じる。全国の死亡者数が減ったからといって、軽率なことをいってはならない。少し反省。

日本の簡易生命保険は、イギリスの郵便保険の失敗の反省に基づいて制度設計されたものといわれている。反省と教訓は大事である。じつはイギリスのグラッドストンの主導により郵便局による生命保険の募集が開始されたのは1865年であった。庶民相手の民間の機関が提供する商品が顧客にとってあまりにも不利なものであったことが契機であったようだ。イギリスの郵便保険は20世紀に入るとほとんどその勢いを失っていた。日本で郵便局の保険が導入されたのは、大正5年のことであった。導入にあたっては、イギリスの制度が参考にされた。

制度の導入に際して既存の生命保険会社からの反対があったが、保険金額が小口の養老保険などに限られたことなどもあり、大手保険会社との競合はさして大きくなかった。しかしながら、生存保険を主力として、おもに「こども保険」に市場を見出していた、中小保険会社は強い反対を表明していた。そのため簡易保険の「こども保険」は昭和6年まで募集が許されなかった。この際に導入された簡易保険の「こども保険」は、民間保険会社による生存保険とは異なり、こども保険にチューンナップした養老保険であった。簡保は、「こども保険」の市場にイノベーティブな商品を投入したのである。詳しくは第40回の連載記事を参照されたい。

さて現代の「かんぽ」については、不払い問題以来、募集規律の緩みが疑問視され、また「ゆうちょ問題」もあわせて、「巨艦郵政」の企業統治のあり方に問題があると指摘されている(『日本経済新聞』2020年1月15日付記事)。日本郵政の増田社長をはじめとするトップマネジメントの手腕の発揮に期待したいところである。ただ低金利が続く中で、いわゆる貯蓄型の商品を主力としてきたかんぽ生命の行く道は決して平坦なものではない。完全民営化した場合には、商品設計を含む完全な自由度が保障され、「かんぽ生命」のユニークな組織能力を構築して、イノベーティブな「かんぽ」を取り戻せるかが鍵となる。

戦前の簡保の歴史を紐解くと、そこには民間生保との競合関係はほとんど見られない。もともと庶民を対象とした小口の保険や生存保険による「こども保険」を主力としていた中小生保は簡保に市場を奪われたかもしれないが、昭和恐慌をはさんで、普通保険を主力とする大手生命保険会社と財閥系保険会社が伸長し、それ以外の中小生保の地位は急激に低下し

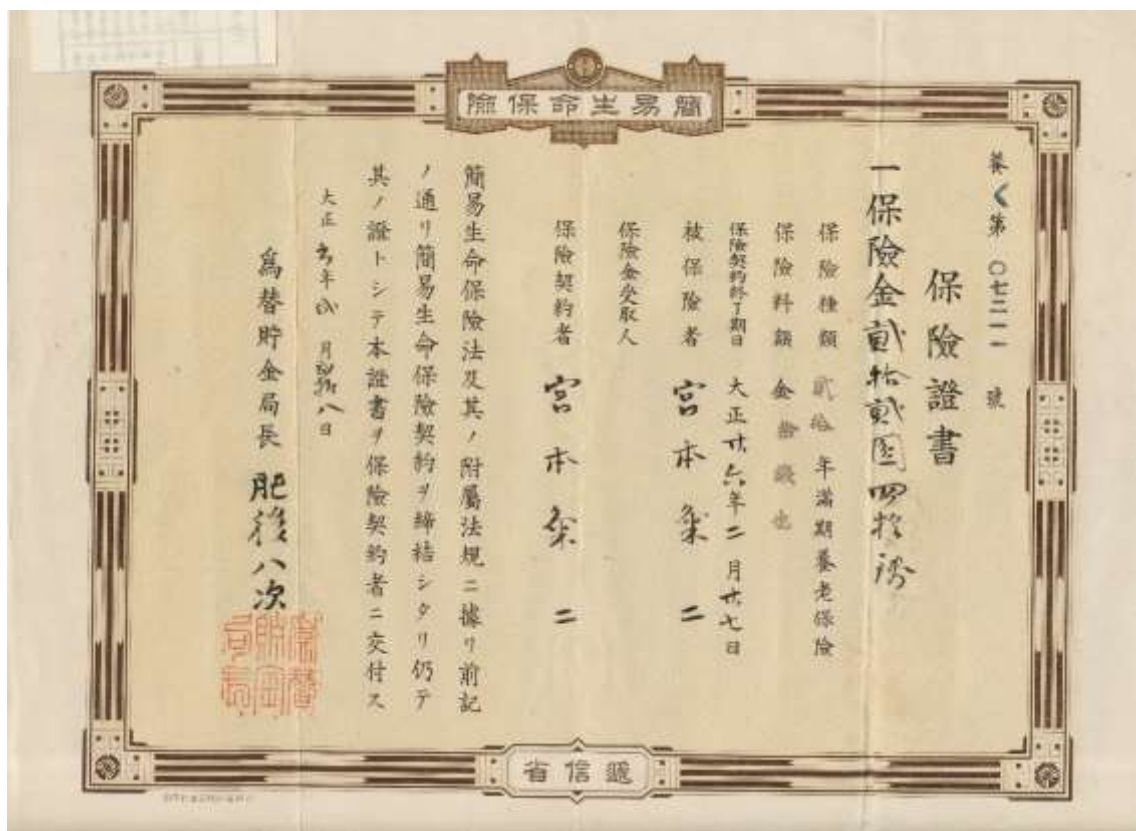
ていた。史料収集の過程で、ある家族の保険証券がまとまって入手できることがあるが、それらを分析すると、まず小口の簡易保険に家族数名が加入し、その後、家主を保険契約者として民間保険会社と高額な保険契約を行なうという事例が見られる。戦前の簡保は、民保と補完性をもっていたものようだ。人口構成、世帯構造など戦前と戦後では大きな違いがあるので簡単にはいえないが、戦後の簡保の業績増大は、この補完性を犠牲にして達成されたものといえるのではないだろうか。補完性ととも失ってしまったものはないか？

話がいささか大きくなりすぎた。今回は戦前の簡保の保険証券に焦点を絞る。はじめに簡保と民保の相違。簡保では「保険証券」とは呼ばず、「保険證書」と呼ぶ。最初にあげた画像は初期の「保険證書」だ。この契約は20年満期養老保険で、月払保険料は10銭で、保険金は22円40銭である。保険金額が端数であることに着目していただきたい。簡易保険は、「保険金額から保険料を計算する」のではなく、「保険料から保険金額を計算する」流れだったのである。庶民は保障額からではなく、支払可能な掛金からと制度設計者が考えたのであろう。まさしく顧客目線の商品設計だ。

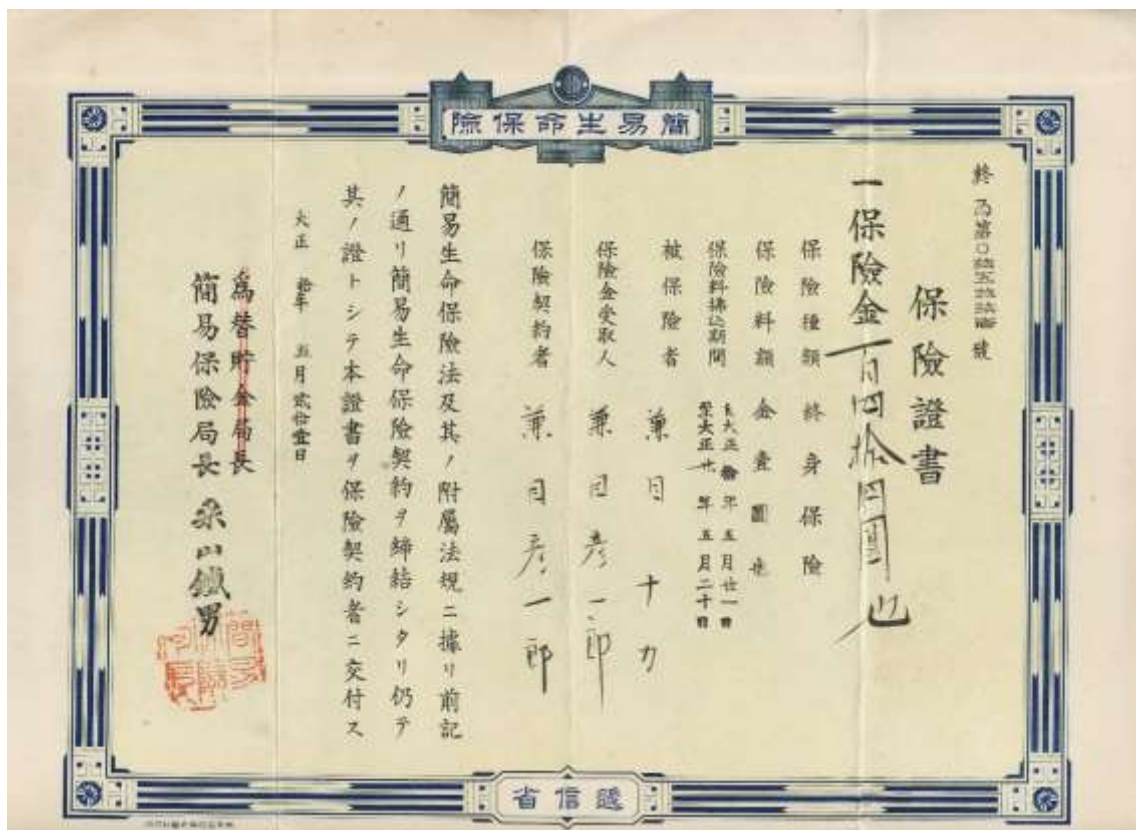
民間保険の保険証券と比べると、保険證書は質素で地味である。次にあげたものは終身保険であるが、養老保険契約とは色が異なるだけで、つくりは変わらない。さらに「為替貯金局長」を消して、「簡易保険局長」と修正している。無駄を省くという精神が感じられる。

次のものは小児保険のものであるが、養老保険、終身保険と基本は変わらないつくりである。さらに朝鮮の簡保のものも残っているが、青色の印刷となっている。新聞がモノクロ印刷であることをお許しいただきたい。このように質素で地味な保険證書に例外がないものかと探してみると、次の二つがあげられる。最初のもは、昭和15年に契約された「小児保険」のものである。色もつくりも少々異なるが、これは昭和15年が「紀元二千六百年」であったことから記念證書として発行されたものである。記念とはいえ、民保のそれと比べると相当地味である。次の縦刷りの保険證書は異例だ。昭和14年の契約である。通信省は、戦前に横書きの保険證書を発行していない。じつは、この保険證書は、戦前の契約であるが、戦後に證書が再発効されたものである。戦後一時期は、このように横書きのスタイルであった。では戦時中はどうだったのだろうか。物資の不足により保険證書もより小さくなった。手元に戦時期の画像がないので、戦争直後の昭和22年の契約のものを掲載する。

以上のように、保険證書の変遷を見ただけでも、簡保の歴史が知られる。そこには、「かんぼ」らしさが垣間見られるのではないか。



20年満期養老保険の保険證書（大正6年）



終身保険の保険證書（大正10年）



簡保の小兒保險の保險證書（昭和14年）



朝鮮簡易生命保險の終身保險の保險證書（昭和13年）



簡易保險の小兒保險の保險證書 (紀元 2600 年記念證書、昭和 15 年)


 簡易生命保険

養老第 27524号

保 険 証 書

保険金額	金 298円
保険種類	20年払込 30年満期養老
保険契約の効力発生年月日	昭和 14年 4月 20日
保険料拂込期間の終期	昭和 34年 4月 19日
保険期間の終期	昭和 44年 4月 19日
保険料額	金 1円
保険契約者 <small>（保険者十歳未満ときは被保険者の被保者）</small>	有 周 久 松 殿
被 保 険 者	有 周 久 松 殿
生 年 月 日	大正 12年 5月 20日
保険金受取人	有 周 久 松 殿

簡易生命保険法及び簡易生命保険約款によつて上記のとおり簡易生命保険契約を締結いたしました。その証拠として、この証書を差し上げます。

保険証書作成日 昭和 14年 4月 20日

郵政省簡易保険局長 

郵政省簡易生命保険局

20年払込 30年満期養老保険の保険証書（昭和14年、戦後再発行）



用紙の供給がひっ迫していた戦争直後の保険證書（昭和 22 年）